- ●入院期間(上記対象期間)中に本市に 住民登録がある
- ●40歳以上で、入院時に介護保険認定 で要介護1以上の認定を受けている
- ●紙おむつの持ち込みを禁止している 医療保険適用の病院に入院し、紙お むつ代を病院に支払っている
- ●入院中に生活保護を受給していない □申請 時 7月10日金~31日金の平日 場高齢者支援課(田無第二庁舎1階、 防災・保谷保健福祉総合センター1階) ※郵送での受付可

□必要なもの

●介護保険被保険者証のコピー ●振 込先の口座が分かるもの(通帳のコ ピー^など) ● 認め印 (来庁時^のみ) ● 病 院が発行した領収書のコピー

※領収書には、対象者氏名・入院期間・ 病院名・紙おむつの金額の記載が必要 です(紙おむつ代の記載がないものは 不可。領収書の金額にシーツやパジャ マ代などが合算されている場合は、別 途病院発行の内訳が必要)。

※申請書などは市田で配布

※次回(7~10月入院分)は11月を予定 ▶高齢者支援課Ⅲ

a042-420-2810

介護保険訪問看護利用者 負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険におけ る訪問看護の利用者負担(1割負担)の 25%を軽減します。

申7月1日例から、令和2年度(8月 ~令和3年7月)の受付開始

※世帯全員が住民税非課税などの要件

平成13年1月21日に誕生した西

本市では、令和2年度から令和3

年度にかけて各種周年事業を計画し

ていましたが、新型コロナウイルス

感染症による影響を鑑みまして、令

和2年度に実施予定でありました関

東京市は、令和3年1月に20周年

の中止について

を迎えます。

がありますので、事前にお問い合わせ ください。

- **閉**●介護保険訪問看護利用者負担軽 減対象認定申請書
- ●収入および預貯金申告書(世帯全員 の預貯金通帳のコピーを添付)
- ●資産および扶養の有無に関する申告
- ▶高齢者支援課Ⅲ
- **a** 042-420-2813

介護保険負担割合証を送付します

負担の割合(1割、2割または3割) が記載された「介護保険負担割合証」の 有効期限は7月31日金です。対象と なる方には、更新した負担割合証を送 付します(申請は不要)。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、 介護サービスをお使いの際に担当のケ アマネジャーやサービス事業者に提示 してください。

※新型コロナウイルス感染症の関係で 確定申告が遅れた方については、申告 内容により、負担割合が変わる場合が あります。

□発送日 7月中旬

対要介護・要支援認定をお持ちの方 (総合事業の事業対象者を含む)

▶高齢者支援課Ⅲ

西東京市誕生20周年事業(令和2年度実施分)

a 042-420-2813

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学な どの受験料を無利子で貸し付けること で、一定所得以下の世帯の子どもの支

係事業につきましては、中止するこ

令和3年度での実施予定分につい

ては、あらためて検討することとし

援を行います。入学した場合は、申請 により返済が免除されます。

□受講料貸付限度額

中学3年生・高校3年生など…20万円

□受験料貸付限度額

中学3年生など…2万7,400円

高校3年生など…8万円

対在住世帯の生計の中心者 ※貸付には条件があります。詳細は問

問社会福祉協議会

a 042-497-5073

へお問い合わせください。

▶地域共生課Ⅲ

a042-420-2808

くらし

伝統文化等継承事業を行う 団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・ 無形文化財(伝統行事など)を継承する 市内の事業に対して経費の一部を補助

□対象事業 4月1日~令和3年3月 31日に実施する ●郷土に対する認 識と愛着の向上 ●担い手となる後継 者の育成 ●地域の連携を目的とした 伝統文化等継承事業のうち、①本市の 歴史の中で培われ、継承することが必 要と認められる事業 ②過去に本市 で実施され、復活・発掘をすることが 必要と認められる事業

例: どんど焼き・おはやし^など

□補助金上限 1事業10万円

□資格 次の全てに該当する団体

- ●市内に活動拠点がある
- 一定の活動実績があり、応募した事業 を継続的に取り組める見込みがある
- ●団体の規約を備え、代表者と所在地 が明らか
- ●会計経理が明確
- ●ほかに補助金の交付を受けていない
- 特定の個人・団体の利益の増進、宗 教や政治活動を目的としない
- ●暴力団やその構成員の統制下にない
- 申7月1日冰午前9時~31日逾午後 4時に、申請書など提出書類を文化振 興課(田無第二庁舎5階)へ持参してく ださい(郵送不可)。

なお、申請内容などについて、事前 に下記にご相談ください。

※申請書などは文化振興課・市田で配布 ▶文化振興課Ⅲ

a 042-420-2817

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を 行い、助言などを受けることができます。 時・場7月11日(土)午前9時30分~午 後0時30分・田無第二庁舎3階

対市内の地上2階建て以下の木造一戸 建てで、自ら所有し居住している住宅 ※原則、昭和56年5月31日以前の建築

- 定 8人(申込順)※1人35分程度
- 7月8日例までに電話で下記へ
- □相談員 住みよい町をつくる会 ▶住宅課保
- **a** 042-438-4052

東京都施行型都民住宅入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸 住宅で、仲介手数料・礼金・更新料 が不要です。

- □住宅の所在地 都内全域
- **□募集戸数** 73戸(抽選)
- ※抽選募集以外の住宅も間の冊で 募集しています。
- 対●都内在住
- ●自ら居住するための住宅を必要と している
- ●所得が定められた基準に該当するなど ※詳細は募集案内でご確認ください。

□案内配布

7月2日休~10日金の平日に田無 庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合 センター1階、出張所、都庁、市区 町村窓口、間で配布

※申込書などは、案内配布期間中の み下記の間の肥からもダウンロー ドコ

申7月15日(水)(必着)までに 間東京都住宅供給公社都営住宅募

▶住宅課保 6042-438-4052

> マイナポイントの申し込みが始まります 7月1日例から)

ととしました。

▶企画政策課Ⅲ

マリナパーカードで

令和2年9月からマイナンバー カードを活用した消費活性化策 (マイナポイント)の実施が予定さ れており、7月からポイントの申 し込みが始まります。6月までに ポイントの予約を行った方も、ポ イントの利用には申し込みが必要 です。

❖マイナポイントを利用するために

●マイナポイントの予約(マイキー

※詳細は、マイナポイント事業冊をご覧

になるか右記へお問い合わせください。

●マイナンバーカードの取得

●マイナポイントの申し込み

必要なもの

IDの設定)

□マイナポイントとは

a 042-460-9800

マイナンバーカードをお持ちの 方が、民間のキャッシュレス決済 サービスを利用して、チャージま たは買い物をすることで取得する ことができるポイントです。

ポイントはキャッシュレス決済 サービスのポイントとして、お買 い物に利用できます。

お買い物にはマイナンバーカー ドは使用しません。また、国が買 い物履歴を収集・保有することは ありません。

❖マイナポイントの予約・申し込み □以下をお持ちの場合、ご自宅など で予約・申し込みが可能

- ●マイナンバーカード(利用者証明 用電子証明書が搭載されたもの)
- ●スマートフォン(公的個人認証サー ビス対応のもの)、またはパソコ ンとICカードリーダー

☆パソコン・対応スマートフォンを お持ちでない方

市民課(田無庁舎2階、防災・保 谷保健福祉総合センター1階)窓口 に、手続きに利用できる端末を設置 (令和3年3月31日^まで)

□窓□設置端末を利用する場合

- **閩**平日:午前8時30分~11時30分、 午後1時~4時30分
- 場市民課窓口

桁)

- **樹**①マイナンバーカード(利用者証 明用電子証明書が搭載されたもの) ②マイナンバーカードの利用者証 明用電子証明書の暗証番号(数字4
- ③キャッシュレス決済サービスの カード番号などの分かるもの

□マイナポイント事業をかたった不 審な電話・メール・手紙・訪問など にご注意ください

マイナンバーカードの取得申請やマ イナポイント予約・申し込みなどの 手続きで、マイナンバーや口座番号・

□座の暗証番号、資産の情報、家族 構成などの個人情報を電話などで聞 いたりすることはありません。

□マイナポイントに関するお問い合 わせ

- 間マイナンバー総合フリーダイヤル **a**0120-95-0178
 - ●平日:午前9時30分~午後8時
 - ●出・旧・祝:午前9時30分~ 午後5時30分
 - ●マイナポイント事業冊(下記 $QR \Box - F^{b}_{5}$

□マイナンバーカードの交付等に関 するお問い合わせ

▶市民課11 1042-460-9820 保電042-438-4020



